

政府首相

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

No. 389/QD-TTg

ハノイ、2014年3月19日

## 決定

2001年12月25日付政府組織法に基づき、

産業連携組織の設立、構成および活動に関する 2007年3月12日付政府首相の決定第34/2007/QD-TTg号に基づき、

商工省大臣、財政省大臣の提案および関連機関の意見を検討し、

政府首相は、密輸、商業詐欺および模倣品防止の指導委員会設立に関して、以下のとおり決定する。

**第1条** 密輸、商業詐欺および模倣品防止の指導委員会（以下「国家指導委員会」という）を設立する。国家指導委員会は以下のとおり構成される。

1. 委員長：グエン・スアン・フック副首相
2. 常任副委員長：財政省大臣
3. 各副委員長
  - 商工省大臣
  - 国防省副大臣
  - 公安省副大臣
4. 構成員
  - 財政省、農業・農村開発省、保健省、交通・運輸省、科学・技術省、文化・スポーツ・観光省、情報・通信省の副大臣および政府官房の責任者
  - ベトナム祖国戦線中央委員会の副委員長
  - ベトナムテレビ局の副局長
  - 管轄機関の責任者：国境警備隊の指揮官、沿岸警備隊司令官、犯罪防止警察総局の総局長、税關総局の総局長、税務総局の総局長、市場管理局の局長
5. 国家指導委員会の常任事務所は財政省に設置される。この常任事務所の組織および活動は、委員長が常任副委員長の提案を検討した上で決定する。

## **第 2 条 国家指導委員会の義務および権限**

1. 密輸、商業詐欺および模倣品防止の戦略、計画を時期ごとに作成する。また、各省庁、部局、地方管轄機関に対し、密輸、商業詐欺および模倣品防止に関する指導、監督、説明を行う。
2. 密輸、商業詐欺および模倣品に関する重大な組織犯罪の摘発、検挙、防止、処分における管轄機関の相互協力を指導する。
3. 密輸、商業詐欺および模倣品の検挙、対策を効率的に行うために、各省庁、部局に対し関連法令の修正、補足の指導、または管轄機関へ修正、補足を提案する。
4. 密輸、商業詐欺及び模倣品の大型事件の処分、並びに主要地域における密輸、商業詐欺、模倣品の対策実施を監査するための産業連携団体を設立する。
5. 密輸、商業詐欺及び模倣品の対策実施において国際協力を行う。
6. 密輸、商業詐欺及び模倣品の対策実施において優れた実績を上げた団体、個人に対する表彰を提案する。また、密輸、商業詐欺、模倣品の犯罪の隠匿、帮助、教唆などを行った団体、個人に対する懲戒処分を指示する。
7. 活動を定期的にまとめ、評価を行い、政府首相へ報告する。
8. ベトナムテレビ局、報道機関、プレスと協力し、密輸、商業詐欺及び模倣品対策に関する宣伝、広報の番組を制作する。
9. 政府首相により指示されるその他の義務を履行する。

## **第 3 条 国家指導委員会の職務規程**

1. 委員長は、常任副委員長の提案に基づき国家指導委員会および国家指導委員会の常任事務所の職務規程を決定する。
2. 国家指導委員会の構成員は兼業の下で従事する。
3. 委員長は政府首相の印を使用する。各副委員長は所属する省庁の印を使用する。

## **第 4 条 省、中央直轄市の人民委員会は、地方人民委員会の副委員長を委員長としてメンバーを構成し、管轄地域における密輸、商業詐欺および模倣品を防止する地方指導委員会を設立する。**

## **第 5 条 国家指導委員会の財源は国家予算からの拠出金（財政省の年次予算に計上される）及びその他の法令の規定に準じた財源を充てる。省、中央直轄市の人民委員会は、密輸、商業詐欺および模倣品防止の地方指導委員会の財源を保障する。**

## **第 6 条 本決定は署名日に発効し、2001 年 8 月 27 日付政府首相の決定第 127/2001/QĐ-TTg 号、2008 年 2 月 14 日付政府首相の決定第 28/2008/QĐ-TTg 号に代替する。本決定に反する以前の規定は本決定の発効日より廃止される。**

**第 7 条** 省大臣、省に相当する機関、政府に属する機関の責任者、省・中央直轄市の人民委員会委員長、密輸、商業詐欺及び模倣品防止の国家指導委員会の構成員並びに関連機関・組織の責任者は本決定を施行する責任を負う。

**首相**

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査員
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、部署、官報掲載
- ・ 保管：文書保管部、V.I (3b).<sub>DVD</sub>

グエン タン ズン